

# ～認知症ケアパス～

## 進行に応じたサービスガイド



笠松町  
令和4年度 作成



# 目次



各カテゴリーは、「認知症ケアパス」の支援の内容となっています。

○介護予防・居場所・役割支援	
悪化を防ぐ・他者とつながる	..... 2
役割を持つ	..... 6
○生活支援・介護保険	
生活を支援する	..... 8
身体を介護する	..... 11
○医療を受ける・相談する	
医療を受ける	..... 17
相談する	..... 21
○家族・介護者支援	
見守る（安否確認・見守り）	..... 23
社会的な支援を受ける	..... 26
症状・病気を理解する	..... 29
○住まい	
住まいを考える	..... 32



介護予防・居場所  
役割支援



## 【 悪化を防ぐ（予防） ・ 他者とつながる 】

### ■介護予防事業

#### ○貯筋(ちょきん)くらぶ

【内容】 いすに座って行う筋力アップ体操

【参加費】 無料

【申込み】 初回参加時のみ必要

※お一人につき一会場月1回の参加です。

会場	時間	開催日
福社会館	10:00~11:30	原則 第2、第4、水曜日
笠松中央公民館	14:00~15:30	原則 第2、第4、水曜日
福祉健康センター	9:30~11:00	原則 第1、第3、水曜日
松枝公民館	14:00~15:30	原則 第1、第3、水曜日
総合会館	13:30~15:00	原則 第1、第3、木曜日 ※上靴必要

※開催日が変わることがあります。

【問合せ】 役場 健康介護課 388-7171

#### ○ふれあいひろば

【内容】 頭と体を使った体操やゲームを行う「脳元気編」、音楽から心の元気を保つ「音楽編」を取り入れた内容です。

認知症予防と仲間づくりを目的とします。

【参加費】 100円

場所	時間	開催日
福祉健康センター	13:30~15:00	原則 第1金曜
		原則 第3金曜日
福社会館	10:00~11:30	原則 第4木曜日

【問合せ】 笠松町地域包括支援センター 388-7133

## ■ふれあい喫茶（認知症カフェ）

【内 容】皆で語り合ったり作品作りを行う集いの場。  
認知症などの介護の相談もできます。

【参加費】100円

【申込み】初回参加時のみ必要

場所	時間	備 考
福社会館	10:00～11:30	原則 第2金曜日
福祉健康センター	10:00～11:30	原則 第2火曜日
総合会館	10:00～11:30	原則 第2月曜日

※開催日が変更することがあります。

【問合せ】笠松町地域包括支援センター 388-7133

## ■ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らしの高齢者、日中ひとりになってしまう方、子育て中のお母さん、障がいのある方など、地域の方が身近で気軽に歩いて出かけられる「場」です。

高齢者だけに限らず地域みんなが集まり、情報交換や軽体操などをし、参加者が自由に過ごします。  
(令和3年度末現在)

名称	開催場所	開催日(原則)	時間
えがお会	厚生会館	毎月月末	9時30分～ 11時30分
萩の会	田代 秋葉神社社務所	毎月第2火曜日	
善光寺サロン	善光寺	毎月第1水曜日 第3土曜日	
金池サロン	(株)ノーベル事務室	毎月第4日曜日	
無動寺サロン	無動寺集会所	毎月第3金曜日	
らくらくサロン	厚生会館	毎月第3土曜日	
きたきたサロン	福社会館	毎月第3土曜日	
江川サロン ～井戸端会議～	スポーツ交流館	毎月第3土曜日	
きたおよびサロン	児神社	毎月第4日曜日	
真教寺サロン	真教寺	毎月第4土曜日	
笠松園サロン	リバーサイド笠松園 喫茶コーナー	毎月第2金曜日	10時～ 11時30分
かさほサロン	笠松保育園	毎月第3水曜日	10時～ 11時45分
門間サロン	まちの駅 「花と唄声の駅」	毎月第2水曜日	10時～ 12時

【問合せ】笠松町社会福祉協議会 387-5332

## ■笠松いきいきクラブ連合会（旧笠松町老人クラブ連合会）

笠松いきいきクラブ連合会は、「伸ばそう！健康寿命 担おう！地域づくりを」のスローガンの基、健康づくりと仲間づくり、生きがいづくりを目標として活動しています。また、知識や経験を生かして、地域の各世代と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、地域の担い手として明るい長寿社会に向けて努めています。

【対象】 概ね60歳以上の方

【活動内容】

### 健康づくり

- ◎軽スポーツ大会（年2回づつ）  
（パタンク・ゲートボール・グラウンドゴルフ）
- ◎歩け歩け大会（年2回）
- ◎老人レクリエーション大会（年1回） など

### 生きがいづくり

- ◎余技作品展（年1回）
- ◎囲碁・将棋大会（年3回）
- ◎老人福祉大会（年1回） など

### 仲間づくり

- ◎一泊研修（年1回）
- ◎日帰り研修（年3回程） など
- ◎女性部研修会（年1回）
- ◎サークル活動（健康マージャン・ゴルフ）

【単位いきいきクラブ】

令和3年度末 現在

上新町長命会	中新町・ 如月町高砂会	下新町永楽会	新町 新友クラブ	西宮町長寿会	天王町長寿会
西町 ことぶき会	朝日町朝日会	司町老人会	県町 敬友クラブ	宮川町老人会	八幡町長寿会
奈良町五月会	上柳川町 寿生会	下柳川町 栄寿会	門前町 きらく会	清住町清寿会	大池町 大池睦会
美笠老人 クラブ2組	美笠三丁目 老人クラブ	瓢町長寿会	松栄町松友会	KTT 結の会	西金池福寿会
泉町泉会	田代中青寿会 ①	田代中青寿会 ②	田代東白寿会	田代緑寿会①	田代西 緑寿会②
長池長寿会	長池寿会	長池南寿会	北及第一 児クラブ	北及第二 明寿会	南栄町 南栄クラブ
中門間 長生会①	中門間 長生会②	下門間長生会	北門間 第①寿会	北門間 第②寿会	円城寺同志会
円城寺 老人クラブ	中野クラブ	無動寺 老人クラブ	江川友和会	米野健友会	米野米寿会

【問合せ】 各単位いきいきクラブ会長

又は、笠松町福祉会館（事務局） ☎387-1121

## 【 役割を持つ 】

### ■ ボランティア活動

高齢者がボランティア活動を通じて、生きがいと役割を持ち、地域社会の活性化に貢献します。

「自助」「互助」「共助」「公助」を大切に、だれもが幸せになれる様に活動していきます。

#### 【ボランティア活動の一例】

- 町内の高齢者施設での話し相手・マジックの披露・楽器演奏
- 散歩の付添
- 視覚障がいの方の院内の付添
- ひとり暮らし高齢者宅へのお弁当の調理・配達を通した見守り活動

など

※その他特技を生かしたボランティア活動の相談・紹介を受け付けます

【問合せ】 笠松町社会福祉協議会 387-5332

### ■ シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて、生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。

センターは、「自主・自立・共働・共助」を理念とした会員組織で構成しています。

#### 【会員対象】 概ね60歳以上の方

※シルバー人材センターに「会員」とし登録し就業します。

#### 【仕事の内容】

- ふすま・障子・網戸の張り替え
- 毛筆筆耕・宛名書き・賞状書き
- 屋内外の軽作業  
(公園・建物・トイレの清掃作業など)
- 剪定・除草
- 施設管理・駐車場管理
- 家事援助サービス(掃除・買い物代行等)

【問合せ】 笠松町シルバー人材センター 387-3555

## 生活支援 介護保険



木曽川トンボねっと（ホームページ）にて、笠松町・岐南町の「在宅療養を支える事業所情報」や「介護保険について」詳しく掲載されています。

ぜひ、ご活用ください。

木曽川トンボねっと  
（ホームページ） →



## 【生活を支援する】

### ■シルバー人材センター

概ね60歳以上の高齢者が働くことを通じて、生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。

センターは、「自主・自立・共働・共助」を理念とし、町民の皆さんの生活の支援を行います。

#### 【支援の一例】

- ふすま・障子・網戸の張り替え
- 毛筆筆耕・宛名書き・賞状書き
- 剪定・除草
- 家事援助サービス（掃除・買い物代行等）

※個別で生活の支援の相談を受け付けます。

【問合せ】 笠松町シルバー人材センター 387-3555

### ■ボランティアによる訪問支援

「お互い様」を合言葉に、地域の研修を受けたボランティア「小さな手助け笠松」が困りごとのお手伝いを行います。

#### 【支援の一例】

- ゴミだし
- 資源ごみの選別や運搬
- 大掃除
- 庭木の水やり
- 犬の散歩 など

※個別で生活の支援の相談を受け付けます。

【問合せ】 笠松町社会福祉協議会 387-5332

## ■民間業者による配食

ひとり暮らしの高齢者の方も利用できる配食サービス（お弁当屋さん）です。

高齢者向けのメニューや、お届けの際安否確認を実施している業者もあります。

詳細は各事業者にお問い合わせください。

※順不同

事業者名	TEL	FAX
株式会社ながもり 岐阜営業所	058-248-3039	
八百浅	058-387-2458	
宅配クック1・2・3 西美濃羽島店	058-201-4600 ※受付時間 9:00~18:00	058-201-4601
エム・シー・システム	0120-827-331 ※受付時間（月~土） 9:00~18:00	058-372-2482
バイパス給食センター	058-245-9381 ※受付時間 平日：8:30~17:00 土曜：8:30~16:00	058-248-3680
ワタミ宅食 岐阜南営業所	0120-321-510	
生活共同組合 コープ岐阜	0120-372-560 ※受付時間 平日10:00~18:30	
キッチン寿	0120-014-228 ※受付時間 10:00~18:00	058-322-6723
まごころ弁当 岐南店	058-201-3639	058-201-3646
配食のふれあい 岐阜茜部店	058-214-9577 0120-028-546 ※受付時間（月~土） 9:00~18:00	058-214-9578

【配食に関する相談】 笠松町地域包括支援センター 388-7133

## ■おむつ購入費助成制度

在宅で介護を受けている高齢者の方への、身体的・経済的負担の軽減を図り、いつまでも自宅で生活を送ることができるよう、おむつ等購入費の助成を行います。

### 【対象】

以下の①～⑤すべてにあてはまる方。ただし要介護3の方については⑥ア・イ・ウのいずれかに該当する方

- ①介護保険被保険者証に記載されている住所に居住している方
- ②要介護3～5の認定をお持ちの方
- ③おむつの購入日において、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホームに入所や、病院又は診療所に入院していない方
- ④介護保険料を滞納していない方
- ⑤購入日の属する年度の住民税（4月及び5月の購入日においては、前年度の住民税）が、本人非課税であり、かつ10万円未満の世帯に属する方
- ⑥ア) 要介護認定調査票中、排尿又は排便の項目において介助又は見守り等に該当する方
- イ) 要介護認定調査票中、ズボン等の着脱等の項目の特記事項を踏まえ必要と認められる者
- ウ) 令和2年度中に助成を受けた者

### 【助成額】

令和4年度

階 層 区 分	助成基準額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者	7,500円/月
購入日の属する年度の住民税（4月及び5月の申請については前年度の住民税）が非課税世帯	
購入日の属する年度が本人非課税、かつ、同一世帯の者の住民税所得割課税額（4月及び5月の申請については前年度の住民税）3万円未満世帯	9,000円/年度
購入日の属する年度が本人非課税、かつ、同一世帯の者の住民税所得割課税額（4月及び5月の申請については前年度の住民税）3万円以上10万円未満世帯	4,500円/年度

【問合せ】 役場 健康介護課 388-7171

# 【 身体を介護する 】

## ■介護保険サービスを利用する

※岐阜県高齢福祉課ホームページより抜粋。指定番号順。

### ○訪問介護（ホームヘルプサービス）

【内容】ホームヘルパーが自宅を訪問し、利用者が自立した生活を送ることができるよう、日常生活上の支援を行います。介護が必要な方には、身体の介助や日常生活上の介護を行います。

※サービスを受けるには、要介護（支援）認定または総合事業対象者に特定される必要があります。

#### 【町内の事業所】

事業所名	住所	電話番号
ふれあいケアステーション	円城寺964-1	387-6336
社会医療法人蘇西厚生会 まつなみ訪問介護ステーション	田代185-1	388-2152
有限会社小林塔建社	江川15-2	387-6187
ヘルパーステーションベスト	上本町65-1	322-2901
ニチイケアセンター岐阜南	北及1811	388-7325
心音ケアセンター笠松	北及1825	322-9670
訪問介護ステーション アイサポート笠松	長池489-8 センジュ笠松	201-7788
志野	円城寺620 日輪の郷一笑	216-6525
訪問ケアステーションなぎさ	北及180 第2カトービル1-B	260-3325

## ○訪問看護

【内容】看護師や保健師が訪問し、療養上の世話や助言などを行います。

※サービスを受けるには、要介護（支援）認定を受ける必要があります。

### 【町内の事業所】

事業所名	住所	電話番号
ふれあい訪問看護ステーション	円城寺971	388-2432
まつなみ訪問看護ステーション	田代185-1	387-6950
訪問看護ステーションしのぶ	北及180 第2カトービル1階A号室	218-2277
訪問看護リハビリステーション からふるかさまつ	田代1088-1	260-6881
心音ケアセンター笠松	北及1825	322-9670

## ○訪問リハビリ

【内容】理学療法士や作業療法士が訪問し、療養上の世話や助言などを行います。

※サービスを受けるには、要介護（支援）認定を受ける必要があります。

### 【町内の事業所】

事業所名	住所	電話番号
おおかわ整形外科	門間853	388-7666
松波総合病院訪問リハビリテーション事業所	田代185-1	322-3659

## ○通所介護（デイサービス）

【内容】食事、入浴などの介護サービスや生活機能向上の訓練、レクリエーション等を指定事業者にて日帰りで行います。

※サービスを受けるには、要介護（支援）認定または総合事業対象者に特定される必要があります。

### 【町内の事業所】

事業所名	住所	電話番号
リバーサイド笠松園 デイサービスセンター	田代621-1	388-5223
グッデイすぎないデイサービス	二見町15-1	387-7101
みそらデイサービス	米野243	387-6020
ニチケアセンター岐阜南	北及1811	388-7325
心音ケアセンター笠松	北及1825	322-9670
あくていぶトレーニングセンター （地域密着型）	門間46-2	387-0054
デイサービスさくらの里	上本町65-2	322-2901

## ○通所リハビリテーション（デイケア）

【内容】老人保健施設・病院・診療所などの施設において、日帰りでリハビリテーションを提供するサービスです。

※サービスを受けるには、要介護（支援）認定を受ける必要があります。

### 【町内の事業所】

事業所名	住所	電話番号
いきいきリハビリセンター	奈良町119	372-2605
松波総合病院介護老人保健施設	田代185-1	388-0322
老人保健施設シルバーポート ふれあいの家	円城寺933	387-7350

## ○小規模多機能型居宅介護

【内容】通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、訪問や短期間の泊りを組み合わせたサービスを受けられます。

※サービスを受けるには、要介護（支援）認定を受ける必要があります。

### 【町内の事業所】

事業所名	住所	電話番号
笠松いきいき倶楽部	長池352-1	387-3510
グッデイすぎない 小規模多機能居宅介護事業所	二見町15-1	387-7101

### 【介護サービスの利用に関する問合せ】

役場 健康介護課 388-7171

## ○短期入所生活介護（ショートステイ）

### 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

【内容】介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期入所して、食事・入浴などの介護サービスや生活機能維持・向上訓練を行います。

※サービスを受けるには、要介護（支援）認定を受ける必要があります。

#### 【町内の事業所】

事業所名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム リバーサイド笠松園	田代621-1	388-5224
地域密着型 小規模特別養護老人ホーム 銀の郷	美笠通3丁目8-1	388-2150
愛生病院 愛生介護医療院	円城寺971	388-3300
松波総合病院介護老人保健施設	田代185-1	388-0322
老人保健施設シルバーポート ふれあいの家	円城寺933	387-7350
羽島クリニック ショートステイ	門間582 ビ・アバンス門間1F・2F	388-7337

## 医療を受ける 相談する



木曽川トンボねっと（ホームページ）にて、  
笠松町・岐南町の「在宅療養を支える事業所  
情報」や「介護保険について」詳しく掲載さ  
れています。

ぜひ、ご活用ください。

木曽川トンボねっと  
（ホームページ） →



## 【 医療を受ける 】

### ■医療を受診する

#### ○笠松町内医療機関一覧

名称	所在地	電話番号	往診可能	認知症 の診察
愛生病院	円城寺971	388-3300	○	○
伊藤内科	上本町13	387-2257	○	○
岩村医院	門間1270	387-0180	○	○
おおかわ整形外科	門間853	388-7666		
岡田眼科医院	東陽町38-2	388-2341		
笠松クリニック	東陽町34	216-7830	○	○
片山クリニック	田代1098-1	388-8700		
小寺医院	美笠通3-20	387-4504	○	○
こめの医院	米野243	387-6010		○
さとう整形外科	田代501	388-0100		
羽島クリニック	門間578-1	387-6161	○	○
ひらたクリニック	田代325-1	387-3378	○	○
まつなみ健康増進 クリニック	泉町10	388-0111		○
松波総合病院	田代185-1	388-0111		○
森本内科・皮膚科	奈良町119	388-3600	○	○
山田耳鼻咽喉科	北及1673-1	388-3387		
吉田胃腸科	門前町67-2	387-2217	○	○

## ○笠松町内歯科一覧

名称	所在地	電話番号	往診	障がい者
いいだ歯科	東金池町140-1	387-3646	○ (要相談)	○ (要相談)
うえむら歯科	長池1230-1	388-4118	○ (要相談)	○ (要相談)
ぎふデンタル フォレストアライブ	長池352-1	372-3510	○	
くのう歯科医院	上本町30	387-2051	○	○ (要相談)
小島歯科医院	奈良町6	387-2848	○	○ (要相談)
ごとう歯科	田代815	387-0955	○	○ (要相談)
五藤在宅歯科 (在宅専門)	田代854	387-6550	○	
さくら歯科	門間2023	387-9114		○ (要相談)
立松歯科医院	門間129-2	388-2078	○ (要相談)	○ (要相談)
西垣歯科クリニック	北及18-1	387-5900	○	○ (要相談)
松原歯科医院	美笠通2-31-5	387-6600	○ (要相談)	
三輪歯科医院	円城寺873	387-6110	○ (要相談)	
森デンタル クリニック	田代190-4	387-9981	○ (要相談)	○ (要相談)

## ■薬局（笠松町内）

### ○健康サポート薬局

かかりつけ薬剤師として、町民の皆さんが自分自身で行う健康管理を積極的に支援する薬局です。

#### 【町内の事業所】

名称	所在地	電話番号
だるまや薬局	上本町80	387-2311

### ○在宅療養管理指導対応薬局

患者宅へ訪問して指導の対応ができる薬局です。  
(県薬剤師会ホームページより)

#### 【町内の事業所】

※順不同

名称	所在地	電話番号
コメノ薬局	米野241-1	387-1891
(有)羽島調剤薬局	円城寺966	388-0983
宮川薬局	奈良町116	387-1677
だるまや薬局	上本町80	387-2311
たんぽぽ薬局新笠松店	田代279-2	387-5861
ルーン調剤薬局	田代247-1	388-1246
エース薬局	門前町62	388-8600
シトラス薬局笠松店	美笠通3-22-4	387-7900

## ■認知症疾患医療センター

認知症に関する医療相談や認知症の詳しい診断、症状が悪化した場合の対応をする他、認知症の鑑別診断（認知症の原因となる病気を特定する）を行う認知症の専門機関です。

岐阜県では、認知症疾患に関する早期診断・早期治療を行うとともに、地域の医療・福祉との連携を図ることを目的として、「認知症疾患医療センター」を8病院に設置しています。

### 【相談日】

月曜日から金曜日

※土日、祝日、年末年始を除く

### 【受付時間】

午前9時から午後3時まで

### 【岐阜県内設置病院】

※順不同

地区	医療機関名	所在地	相談電話番号
岐阜	公益社団法人岐阜病院	岐阜市日野東3-13-6	058 247-2118
岐阜	医療法人香風会黒野病院	岐阜市洞1020	058 234-7038
岐阜	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町7-1	058 251-1101
西濃	医療法人静風会大垣病院	大垣市中野町1-307	0584 75-5031
中濃	医療法人清仁会のぞみの丘 ホスピタル	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3555	0574 27-7833
中濃	医療法人春陽会慈恵中央病院	郡上市美並町大原1	0575 79-3038
東濃	医療法人仁誠会大湫病院	瑞浪市大湫町121	0572 63-2397
飛騨	医療法人生仁会須田病院	高山市国府町村山235-5	0577 72-2213

## ■認知症初期集中支援チーム

認知症の疑いで困りごとのある方やその家族を認知症の専門知識を持つ看護師、社会福祉士などがチーム（認知症初期集中支援チーム）で訪問し、困りごとを伺いつつ一緒に解決策を考えます。必要に応じ、認知症の専門知識を持つ医師の訪問も行います。

### 【費用】

無料

### 【申込み・相談】

笠松町地域包括支援センター 388-7133

## 【相談する】

## ■地域包括支援センター

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う総合相談機関です。

センターには、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネージャーがおり、認知症方の医療や介護、予防等について広くご相談に応じます。

必要に応じ、ご自宅等への訪問も行います。

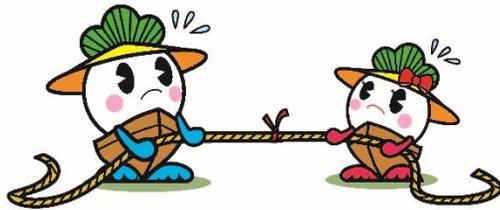
### 【相談や訪問費用】

無料

### 【連絡先・問合せ】

笠松町地域包括支援センター 388-7133

# 家族・介護者 支援



# 【見守る（安否確認・見守り）】

## ■緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者の方などへ日常生活において緊急事態発生の際に消防本部に通報される装置を貸し出します。

### 【対象】

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②ひとり暮らしの重度身体障害者
- ③寝たきり高齢者を含む高齢者のみの世帯

### 【費用】

機器の設置と貸し出しの費用は無料。

※機器の使用に係る通話代金や、維持経費（電池代等）は利用者の負担

【問合せ】役場 福祉子ども課 388-1116

## ■防災無線を利用した「はいかい高齢者」等の探索

認知症等により行方不明になった高齢者等を早期に保護することを目的に、岐阜羽島警察署の依頼により防災行政無線を利用した行方不明者についての探索を行っています。

【問合せ】役場 総務課 388-1111

## ■あんしんかさまつメールを利用した「はいかい高齢者」等の探索

認知症等により行方不明になった高齢者等を早期に保護することを目的に、あんしんかさまつメール（認知症サポートグループ）を利用した行方不明者についての探索を行っています。

【問合せ】役場 健康介護課 388-7171

# ■見守りSOSステッカーを利用したはいかい高齢者等の支援

<はいかい高齢者の見守り SOS 事業についてのご案内>



貼って安心!

事前登録制です

## 見守り SOS ステッカー



超高齢化社会を迎えた今、「認知症」による「はいかい」についてのご家族の方の心配は尽きないと思います。

笠松町では、認知症になっても住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるよう地域包括支援センターや岐阜羽島警察署など関係機関の協力のもと徘徊される高齢者の方を早期に発見し、保護、引渡しを支援するため「見守り SOS ステッカー」を配布します。

「はいかい」のある認知症の方を介護しているご家族の方、ぜひご活用してください。

### 【対象者】

徘徊の恐れがあり、下記のいずれにも該当される方

- ①笠松町に住所を有する方
- ②在宅で生活している方
- ③介護保険の認定を受けている方で、主治医意見書で認知症自立度がⅡa 以上の方

ステッカーの見本<2cm×5cm>実物大

笠松町 見守りSOS事業 001	笠松町役場(健康介護課) 058-388-1111(代表) 岐阜羽島警察署 058-387-0110
------------------------	---

### 【申請者・登録内容】

上記対象者の方を介護している方または親族

登録内容：住所・氏名、電話番号

※発見時に連絡がとれるよう介護者等の連絡先(2名)を登録します

費用：無料

「Ⅱa」は、たびたび道に迷う、買い物や事務など今までできたことにミスが目立つなどがみられる状態です。

### 【流れ】

①申請窓口 健康介護課 (笠松町長池 福祉健康センター ☎388-7171)  
<持ち物> 申請者及び連絡先(2名)の方の印鑑

②見守り SOS ステッカーの配布(1人30枚)

衣服・杖など身の回りの物にステッカーを貼ります

③「はいかい」発見時、警察署で保護・引渡し

登録された連絡先の方の情報を保護された警察署に伝えます  
警察署から登録された方に連絡が届きます



認知症について、一人で悩まず、相談してください。

【相談先】①笠松町地域包括支援センター ☎388-7133  
②笠松町役場健康介護課 ☎388-7171



## 「補償事業(個人賠償責任保険)について」お知らせ

認知症の方や介護されるご家族等の皆さんの不安や負担を軽減し、住み慣れた我が家で暮らし続けることを目的に実施します。

### 補償事業（個人賠償責任保険）とは？



日常生活における偶発的な事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にこれを補償するための保険で、笠松町が保険契約者となり、被保険者（認知症高齢者等）が支払うべき保険料を町が負担します。

### 補償事業の対象者は？

以下の要件において**全てに該当**される方

- ①見守り SOS ステッカーの交付を受けている方
- ②在宅で生活されている方（裏面参照）
- ③介護保険料の納付に滞納がない方
- ④本人及び同一世帯の世帯員又は別に住む

介護者等が契約している保険に、補償事業対象者について同様の補償がない方

※個人賠償責任保険のみの加入はできません。

### 「見守り SOS ステッカー」とは

認知症により行方不明となった時、警察署等関係機関と連携し、早期発見・保護・引渡しを支援するためのステッカーで、衣服や携帯品に貼ります。（↓ステッカー実物大）

笠松町 笠松町役場(健康介護課)  
見守り SOS 事業 058-388-1111(代表)  
**001** 岐阜羽鳥警察署  
058-387-0110

### 申請窓口

健康介護課（笠松町長池 福祉健康センター ☎388-7171）

### 補償額

補償額の上限：個人賠償1億円

### 補償期間

各年度末（3月31日）まで。

継続利用については、年1回「事業利用継続申請書」の提出が必要です  
入所・入院・転出など生活状況が変わった時も届出が必要です

### 問合せ先

笠松町役場 健康介護課 保健予防担当  
福祉健康センター内（笠松町長池408-1）  
☎ 388-7171



笠松町役場 健康介護課

## 【社会的な支援を受ける】

### ■生活支援相談センター

生活の不安や心配などのお困りごとを、経験豊かな相談就労支援員がお伺いし、一緒に解決していく機関です。相談費用は無料です。

名称	電話番号	利用時間	場所・住所
岐阜県 社会福祉協議会	0800 200-2536	月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分 (祝日・年末年始を 除く)	岐阜市下奈良2-2- 1 (岐阜県福祉・ 農業会館内)

【問合せ】 上記に直接問い合わせてください。

### ■日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方や体の自由がきかない方が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用や日常生活における金銭管理について専門員が相談に応じます。

#### 【福祉サービス利用援助】

福祉サービスについて情報提供したり、一緒に考えながら手続きします。

#### 【日常的な金銭管理サービス】

通帳から生活に必要なお金を払い戻したり、公共料金などの支払いのお手伝いをします。

#### 【書類等預かりサービス】

年金証書・預金通帳などの大切な書類や印鑑等をお預かりします。

※財産保全サービスのみの利用はできません。また、宝石、骨董品、株券、有価証券などお預かりできないものがあります。

【問合せ】 笠松町社会福祉協議会 387-5332

## ■成年後見・権利擁護

成年者で認知症の人、知的障害のある人、精神障がいのある人など、判断能力の不十分な方々を保護し、支援するために、家庭裁判所が成年後見人等を選び、この成年後見人等が財産管理や身上監護（介護サービス、施設への入所などの生活に配慮すること）についての契約、遺産分割などの法律行為を本人に代わって行う制度です。

名称	電話番号	利用時間	場所・住所
岐阜県司法書士 総合相談センター	058 248-1715	予約時間 月～金曜日 午後1時～午後4時 【完全予約制】	岐阜市金竜5丁目10 番地1 （岐阜県司法書士会 館内） ※月ごとで開催場所 異なります。詳しく はお電話にてご確認 ください。
権利擁護センター ばあとなあ岐阜	058 277-7216	月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	岐阜市下奈良2-2-1 （岐阜県福祉・ 農業会館内）

【問合せ】 上記センターに直接問い合わせ  
又は、笠松町地域包括支援センター 388-7133

## ■精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある方に交付されます。

### 【申請に必要なもの】

- ①精神障害者保健福祉手帳用診断書（初診日から6か月経過のもの）又は障害年金の年金証書等の写し
- ②写真（上半身縦4cm×横3cm） 1枚
- ③すでに手帳のある方はその手帳

【問合せ】 役場 福祉子ども課 388-1116

## ■自立支援医療

自立し日常生活、社会生活を営むうえで、心身の障害を軽減するための医療が必要な方に、自立支援医療が支給されます。自立支援医療は事前に認定を受け、受給者証を提示して受診します。

認定のために、事前に主治医に相談をしてください。

【問合せ】 役場 福祉子ども課 388-1116

## ■重度心身障害児（者）医療費助成

医療機関で診療を受けた場合に支払う診療報酬の自己負担分を助成します。

### 【対象者】

笠松町内に住所を有する所得制限を超えない下記に該当する方

- ・身体障害者手帳 1級～3級
- ・療育手帳 A1、A2、B1
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
- ・戦傷病者手帳特別項症から第4項症で、身体障害者手帳4級

【問合せ】 役場 住民課 388-1115

## 【 症状・病気を理解する 】

### ■ 認知症介護者のサロン

「認知症の人と家族の会」の方も交え、認知症の方を介護しているご家族が、日頃の介護の悩みなどを話し合ったり、情報交換などを行う、ご家族の為の憩いの場です。

【日時】

毎月第2火曜日 9時30分～11時30分

【場所】

笠松町福祉健康センター

【問合せ】 笠松町地域包括支援センター 388-7133

### ■ ふれあい喫茶（認知症カフェ）

認知症の方やその家族、地域の方など皆でお茶を飲みながら語り合ったり作品作りを行う集いの場。認知症などの介護の相談もできます

【参加費】 100円

【申込み】 初回参加時のみ必要

【開催場所・時間等】

場所	時間	備考
福社会館	10:00～11:30	原則 第2金曜日
福祉健康センター	10:00～11:30	原則 第2火曜日
総合会館	10:00～11:30	原則 第2月曜日

【問合せ】 笠松町地域包括支援センター 388-7133

## ■地域ぐるみでの病気の理解

### ○認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

これまで、認知症サポーター養成講座は、地域住民、金融機関や警察、保育園や学校の生徒など様々な方に受講いただいています。

#### 【サポーターに期待されること】

- ①認知症に対して正しく理解し、偏見を持たない
- ②認知症の人や家族に対して温かい目で見守る
- ③近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する
- ④地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携・ネットワークをつくる
- ⑤まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍する

※認知症サポーター養成講座受講後、認知症等徘徊高齢者を早期に探索するあんしんかさまつメール「認知症サポートグループ」に登録することができます。

#### 【講座の開催】

希望に応じ、開催します

#### 【申込み・問合せ】

役場 健康介護課 388-7171  
笠松町地域包括支援センター 388-7133

### ○羽島郡介護の日フェア

いつまでも、どのような様態になっても住み慣れたまちや地域で暮らし続けることができるよう、医療や介護、認知症対策など住民の方に身近に知っていただく機会として毎年「11月11日は介護の日」にちなみ11月に開催しています。

介護の相談や、介護予防の体験も行っています。

ぜひ「介護・医療」や「認知症」を身近に考えましょう。

#### 【開催日】

広報かさまつに掲載します

【問合せ】 役場 健康介護課 388-7171  
笠松町地域包括支援センター 388-7133

住まい



# 【住まいを考える】

## ■住宅の改修

### ○住宅改修（介護保険）

手摺の取り付けや段差解消など必要と認められた場合に住宅改修費が支給されます。改修費用20万の範囲内でその費用の1割（所得に応じて2割または3割の場合あり）が自己負担となります。ただし、事前の申請が必要となります。

※サービスを受けるには、要介護（支援）認定を受ける必要があります。

【問合せ】役場 健康介護課 388-7171

### ○いきいき住宅改善助成事業

介護保険制度の住宅改修費の改修費20万円と併せ、30万円を上限として助成します。事前に申請が必要となります。なお、同居家族の所得税課税年額により助成率が決められており、対象改修費に助成率を乗じた額となります。新築・全面改修・水洗化工事は対象外です。

#### 【対象】

要介護1～5の要介護認定者

【問合せ】役場 福祉子ども課 388-1116

笠松町地域包括支援センター 388-7133

## ■高齢者福祉施設等

### ○養護老人ホーム

概ね65歳以上で、身体的に自立した方で、経済的理由や家庭環境などの理由で家庭生活が困難な方が対象となります。

【問合せ】 役場 福祉子ども課 388-1116

### ○ケアハウス

心身機能の低下等により、自立した生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）が入所できます。食事の提供、入浴の準備、社会生活上の支援が受けられます。

【問合せ】 笠松町地域包括支援センター 388-7133

### ○サービス付高齢者向け住宅

基準に沿って居室の広さが定められ、バリアフリー化等が施された住宅に、安否確認、生活相談サービスが付いた高齢者向けの住宅です。一般の賃貸住宅と同じ扱いとなります。

【町内のサービス付高齢者向け住宅】

名称	住所	電話番号
笠松いきいき倶楽部	長池352-1	372-3510
ベスト笠松さくらの里	上本町62	322-2901

【問合せ】 上記施設に直接問い合わせてください。

## ○有料老人ホーム

自分で全額費用を負担し、食事などの日常生活の世話を受けられる施設です。介護が必要となった場合は、ホームが「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていれば、介護保険サービスが利用できます。

【町内の有料老人ホーム】

※順不同

事業所名	住所	電話番号
心音ケアセンター笠松	北及1825	322-9670
ハートピア	円城寺964-1	388-1677
日輪の郷一笑	円城寺620	216-6525
ナーシングホーム からふるかさまつ	田代1088-1	260-9511
センジュ笠松	長池489-8	201-7788

【問合せ】 上記施設に直接問い合わせてください。

## ○介護付き有料老人ホーム

食事をはじめとした健康管理、掃除や洗濯、入浴、排せつなど日常生活において介護サービスが提供される施設です。

【町内の有料老人ホーム】

事業所名	住所	電話番号
ビ・アバンス門間	門間581	388-7337

【問合せ】 上記施設に直接問い合わせてください。

## ■介護保険施設等

### ○特別養護老人ホーム

日常生活で、常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方（原則要介護3～5が対象）の施設です。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

事業所名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム リバーサイド笠松園	田代621-1	388-5222

【問合せ】 上記施設に直接問い合わせてください。

### ○介護老人保健施設

症状が安定し、在宅復帰のためのリハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方（要介護1～5が対象）が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションを受けることができます。

※順不同

事業所名	住所	電話番号
松波総合病院介護老人保健施設	田代185-1	388-0322
シルバーポートふれあいの家	円城寺933	387-7350

【問合せ】 上記施設に直接問い合わせてください。

## ○介護医療院

医療サービスを受けながら長期療養が可能な施設で、「日常的な医学管理」や「看取りなど」の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えています。

病状が安定し長期療養が必要な方で、要介護1以上の認定を受けた方が利用できます。

事業所名	住所	電話番号
愛生介護医療院	円城寺971	388-3300

【問合せ】上記施設に直接問い合わせてください。

## ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら食事・入浴などの介護や機能訓練等を受けます。

サービスを受けるには、要介護(支援)認定を受ける必要があります。（要支援1の方は利用できません）

※順不同

事業所名	住所	電話番号
グッデイすぎないグループホーム	二見町15-1	387-7101
グループホーム昭和館まどか	円城寺947-1	387-8803

【問合せ】上記施設に直接問い合わせてください。

